

## 愛媛県広告事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、愛媛県が保有する資産等(以下「県有資産等」という。)に民間事業者等の広告を表示し、その対価として広告料金を徴収する歳入型広告事業及び民間事業者等から広告表示の対価として物品や役務の提供を受ける提携型広告事業(以下「広告事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (広告事業の目的)

第2条 広告事業は、県有資産等の有効活用を図るほか、広告を表示する者(以下「広告主」という。)に優良な広告媒体を提供することにより、県の新たな財源確保又は歳出削減を行い、県民サービスの向上と地域経済の活性化に寄与するとともに、広告主に地域貢献の機会を提供することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、県有資産等とは次に掲げるものをいう。

- (1) 県が発行する印刷物
- (2) 県のホームページ
- (3) 県が所有する土地、建物、車両、工作物等
- (4) 企業や団体等が所有する資産であって、専ら県が自らの事業のために使用するもの
- (5) その他広告事業の目的に合致すると認められるもの

### (広告事業の対象範囲等)

第4条 広告の内容が、次の各号のいずれかに該当するものは、広告事業の対象としない。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
- (6) 当該広告の内容について県が推奨している等、県民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの
- (7) その他、広告として表示することが適当でないと認められるもの

2 次の各号に掲げる業種又は業者に係る広告は、表示することができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で規制されるもの
- (2) 消費者金融に係るもの
- (3) たばこに係るもの
- (4) ギャンブル(宝くじに係るものを除く。)に係るもの

- (5) 法律に定めのない医療類似行為に係るもの
  - (6) その他、広告を表示する業種又は業者として適当でないと認められるもの
- 3 次の各号に掲げる者は、広告主としないことができる。なお、広告の表示中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。
- (1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反した者
  - (2) 愛媛県から入札参加資格停止措置を受けている者又は愛媛県から不利益処分を受けている者
- 4 暴力団又は暴力団の構成員その他これらに準ずるものとして別に定めるものは、広告主としない。
- 5 広告媒体は別表1に掲げるものとする。
- 6 第1項から前項までに定めるほか、広告に表示することができない内容等の具体的基準は、別表2に定める。

( 広告料金の設定 )

第5条 歳入型広告事業に係る広告料金は、次の各号に掲げる販売の方法の区分ごとに、それぞれ当該各号に掲げる価格とする。ただし、次の各号に掲げる価格によりがたいと企画振興部長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 広告取扱業者へ売却する方法  
入札により最高額で落札した価格（以下「落札価格」という。）
  - (2) 複数の広告取扱業者を仲介して広告主に販売する方法  
市場価格を参考にあらかじめ設定した価格（以下「設定価格」という。）
  - (3) 愛媛県が直接広告主に販売する方法  
落札価格または設定価格
- 2 設定価格は、広告に係る実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、広告表示期間の長短等を考慮し、歳入型広告事業を実施する部局長が別に定める。

( 募集及び決定 )

第6条 歳入型広告事業に係る広告取扱業者及び広告主は、公募する。

- 2 広告取扱業者及び広告主の募集及び決定方法並びに広告表示に必要な手続きは、広告事業を実施する部局長が別に定める。

( 広告表示審査委員会 )

第7条 広告内容等の可否を審査するため、広告表示審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、事務局を企画振興部政策企画局総合政策課に置く。

- 2 審査委員会の委員長は総合政策課長を、委員を総務管理課長、広報広聴課長、県民生活課長、人権対策課長、産業政策課長をもって充てる。但し、委員長が必要と認めるときには、これら以外の者を委員に加えることができる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

( 会議 )

- 第 8 条 審査委員会は、新たな広告事業を始めようとするとき、又は広告表示の可否について疑義が生じた場合において委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。
- 2 審査委員会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。
  - 3 審査委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。
  - 4 委員長は、広告事業を実施する課長に会議への出席を依頼し、意見又は説明を求めることができる。
  - 5 前項に定めるほか、委員長が必要と認めたときは、関係者に会議への出席を依頼し、説明を求めることができる。
  - 6 前各項の規定にかかわらず、委員長が適当と認めるときは、会議を開催することなく、書面による議決を行うことができる。

( 表示広告に関する責任 )

- 第 9 条 表示した広告に関する責任は、広告主が負う。
- 2 広告内容等が虚偽であることが判明した場合又は第 3 条第 3 項の規定により広告主としない決定をした場合は、広告の表示を中止するものとする。また、広告の表示の中止に伴い生じる経費は広告主が負担する。

( 財源の充当 )

- 第 10 条 広告料金は、広告を表示した県有資産等の発行又は維持管理経費に充てることのできるものとする。

( 雑則 )

- 第 11 条 広告事業は、この要綱に定めるもののほか、地方自治法 ( 昭和 22 年法律第 67 号 ) その他の関係法令等の定めるところに従い適正に行われなければならない。
- 2 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 12 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 5 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 9 月 30 日から施行する。

別表 1 (第 4 条第 5 項関係)

	媒体の区分	概 要
1	屋外広告	県有地内等に設置する掲示板や県有施設等の外壁等に広告を掲載するもの
2	屋内広告	県有施設等の屋内の壁面などを利用して、掲示板などに企業のポスターなどを掲示するもの
3	広報印刷物	広報紙、パンフレット、ポスター、チラシなど
4	ホームページ	トップページのバナー広告
5	封筒	県の封筒や自動車税の通知用封筒など
6	名入り寄付	寄贈者の名前を表示した動産（都市公園のベンチや文化スポーツ施設の観客席など）の寄付を受けるもの
7	マガジンラックなどの設置	商品パンフレット等を入れたマガジンラックなど
8	職員向け配布物	職員向けに配布するチラシや給与明細書など
9	その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・冊子とテレビCM</li><li>・雑誌カバー</li><li>・動産たる県有資産等</li></ul>

## 別表 2

### 愛媛県広告事業の実施に関する表示基準

#### 第一 趣旨

この基準は、愛媛県広告事業実施要綱（平成 17 年 12 月 28 日付け企画情報部長通知）第 3 条第 5 項に規定する広告に表示することができない内容等について定めるものとする。

#### 第二 広告に表示することができない内容

1 次のいずれかに該当する内容の広告は表示することができない。

- (1) 不当景品類及び不当表示防止法(昭和 37 年法律第 134 号)第 12 条第 2 項に規定する公正競争規約、公的機関が定める広告規制及びこれらに準じる業界規制に違反するもの、又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの
- (2) 責任の所在が不明確なもの
- (3) 内容が不明確なもの
- (4) 事実と異なる内容を含むもの
- (5) 虚偽又は誤認されるおそれがあるもの
- (6) 比較広告(二重価格表示があるもの、第三者が推奨又は保証する記述があるものを含む。)
- (7) クーポン付き広告(県が施策等の広報又は啓発のため作成する印刷物の場合に限る。)
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (9) 国内世論が大きく分かれているもの
- (10) 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で表示に必然性がないもの
- (11) 第三者の著作権、財産権、プライバシーなどを侵害するおそれがあるもの
- (12) その他、広告として表示することが適当でないと思われるもの

#### 第三 広告欄の明示

広告欄には、「広告欄」の文言を記述するなどの方法により、当該欄が広告欄であることを明確に区別しなければならない。

#### 第四 広告内容等に係る個別の制限

この基準に定めるほか、行政目的に支障があるなどの理由により、広告に表示することができない内容等については、広告事業を実施する部局長が別に定めることができるものとする。